



熊本県公報

号外 第 8 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 22 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例… (川辺川ダム総合対策課) 1
- 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例… (財政課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例

- 1 五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、引き続き五木村と共に推進していくことを明らかにした。(前文関係)
- 2 県は、五木村の振興をより一層効果的に推進するための新たな計画を五木村と共同で策定することとした。(第 3 条関係)
- 3 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 総務常任委員会の委員の定数を 8 人から 9 人とする事とした。
- 2 この条例は、平成 31 年 4 月 30 日から施行することとした。

条 例

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 31 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 28 号

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例
熊本県五木村振興推進条例(平成 20 年熊本県条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

前文のうち第 4 項中「最大限努力していく責務がある」を「取り組んできた」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

この結果、これまで一定の成果が出ているものの、人口減少の緩和に向けた取組は道半ばである。

このため、国及び県は、これまでの経緯を踏まえ、引き続き五木村と共にその振興に最大限努力していく責務がある。

第 3 条中「振興を」の次に「より一層」を、「ための」の次に「新たな」を、「いう。」を「の次に「五木村と共同で」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 31 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 29 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
熊本県議会委員会条例(昭和 31 年熊本県条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「8 人」を「9 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 30 日から施行する。